

愛知県と国立大学法人東京大学東洋文化研究所との連携協力に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と国立大学法人東京大学東洋文化研究所（以下「乙」という。）は、連携協力に関する基本的事項について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携協力を行うことにより、学術研究、人材の育成および地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 前条に基づく連携協定の内容は、次のとおりとする。

- （1）学術研究の成果の活用
- （2）地域課題対応のための学術研究の推進
- （3）地域における取組（スタートアップの創出・育成等）を通じた人材の交流と育成
- （4）その他本協定の目的を達成するために必要な事項

2 前項各号の具体的業務に関しては、必要に応じ別途個別に協議し定めるものとする。

（情報の開示）

第3条 本協定に基づく取組の情報開示については、甲及び乙、並びに関係者で協議して決定するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の3か月前までに、甲乙いずれからも別段の意思表示ないときは、本協定の存続期間は1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が別途協議の上決定する。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、各自記名のうえ各1通を保管する。

令和7年4月24日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 乙 東京都文京区本郷七丁目3番1号
愛知県 国立大学法人東京大学東洋文化研究所
知事 所長